



高齢者の方に

高齢者の生活

シニアクラブ(老人クラブ) 便利帳コード tbc5002

- 問合せ 健康課 地域活動促進担当 TEL 03-5246-1214
FAX 03-5246-1059

地域の清掃・防犯などの社会奉仕、健康増進、教養講座、レクリエーション活動などを行っています。

おおむね60歳以上の方を対象としています。

入会希望または、新しくシニアクラブ(老人クラブ)を設立しようとする場合は、お問合せください。

ゲートボール 便利帳コード tbc5003

- 問合せ 健康課 地域活動促進担当 TEL 03-5246-1214
FAX 03-5246-1059

ゲートボールは、誰もが気軽に楽しめるスポーツです。入会希望または、新しくチームを結成しようとする方は、お問合せください。

シルバー人材センター

- 問合せ 公益社団法人台東区シルバー人材センター
TEL 03-5817-4919
FAX 03-3834-6605

企業や家庭、公共団体などからさまざまな仕事を引き受けて、地域の経験豊かな高齢者の方々に仕事を提供しています。仕事を依頼したい方や、60歳以上で経験や能力を活かして働きたいという方はお問合せください。

マッサージサービス券

- 問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1222

当該年度の9月15日現在、73歳以上の方に、1回1,000円でマッサージ(30分程度)・はり・きゅうのいずれかの施術を受けられる利用券を給付します。

▷給付枚数 年2枚

高齢者ふれあい入浴券

- 問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1222

65歳以上の方に、1回100円で区内の公衆浴場を利用できる入浴券を給付します。

▷対象者 65歳以上の給付を希望する方

※特別養護老人ホーム入所中の方を除く

▷給付枚数 年36枚

公衆浴場無料開放

- 問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1222

区内の協力公衆浴場を無料で開放します。

▷対象者 区内に住所を有する65歳以上の方

▷実施日数 3日(実施日は各浴場に掲示します)

▷利用方法

浴場で住所と生年月日の確認ができる本人確認書類を提示してください。

民間緊急通報システム

- 問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1222

急病等の緊急時にボタンを押すことで看護師等が待機する受信センターに繋がり、救急車や消防車の要請等を行います。また、受診センターから、電話による定期的な健康確認等を行います。

世帯の住民税課税状況に応じ自己負担があります。

▷対象者

65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上のみの世帯の方で、慢性疾患等により常時注意を要する方



はつらつサービス

●問合せ 台東区社会福祉協議会 はつらつサービス TEL 03-5828-7541
FAX 03-3847-0190

URL <http://www.taitoshakyo.com/>

高齢者や障害のある方が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、次のサービスを提供しています。



・家事介護援助サービス

地域のボランティアの協力により、掃除・買物・話し相手などの簡単な生活のお手伝いをします。

家事援助利用料 1時間につき700円(休日は770円)

介護援助利用料 1時間につき1,050円(休日も1,050円)

・配食サービス

栄養バランスのとれた食事をお届けし、費用の一部を助成します。安否確認のため、お届けは手渡しを原則とします。

▷利用料(助成後) 昼食・夕食424円～710円
(365日対応) ※変更する場合があります。

*お弁当の助成は1ヶ月40食までです。

*おかゆ、おにぎり、きざみ、ミキサー食にも対応します。

※上記2つのサービスを受けるには、はつらつ利用会員の登録(無料)が必要です。(職員が訪問します)

・身の回り応援サービス

高齢者のみの世帯や障害者のみの世帯のちょっとした困りごと(電球・蛍光灯の交換等)を支援します。

▷利用料 30分以内300円

はつらつサービス、 訪問理・美容サービス

便利帳
コード tbc5028

●問合せ 台東区社会福祉協議会 はつらつサービス TEL 03-5828-7541
FAX 03-3847-0190

寝たきりの高齢者または重度心身障害者で、以下のいずれかの要件に該当する方を対象に、自宅で調髪を受けることができる「訪問理・美容サービス券」を交付しています(1回につき1,000円の自己負担あり)。

▷対象

1. 要介護4または5の認定を受けた方
2. 障害名が下肢又は体幹機能障害1または2級の身体障害者手帳の交付を受けた方
3. 愛の手帳1または2度の交付を受けた方
4. 東京都重度心身障害者手当を受給している方

住宅用火災警報器の設置助成

●問合せ 台東区社会福祉協議会 はつらつサービス TEL 03-5828-7541
FAX 03-3847-0190

下記の条件に該当する方を対象に、住宅用火災警報器(煙式)1台を設置いたします。

▷対象者

- (1) 65歳以上の高齢者のみの世帯
- (2) 身体障害者手帳、愛の手帳、または精神障害者保健福祉手帳を所持する者がいる世帯

▷本人負担 1,000円

(下記の方は対象外になります)

- (1) 有効に作動する火災警報器が設置されている世帯
- (2) 都営住宅等の公的住宅、シルバーピア、社員寮、ホテル、旅館等に居住している世帯

権利擁護センター「あんしん台東」

●問合せ 台東区社会福祉協議会 TEL 03-5828-7507
FAX 03-3847-0190

URL <http://www.taitoshakyo.com/>

高齢者や障害のある方で福祉サービスの利用やお金の管理等に不安がある方のお手伝いをします。



1 福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)

高齢や知的・精神障害等で判断能力が十分でない方の福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理及び重要書類の預かりを行っています。(日常的金銭管理、書類預かりのみは不可)

2 財産保全管理サービス

高齢や身体障害等で外出が困難な方の日常的金銭管理及び重要書類の預かりを行っています。

▷利用料 (上記1、2ともに) 1時間まで800円、1時間を超えた場合、30分までごとに400円加算、書類預かり1か月800円、通帳等預かり1か月800円
生活保護世帯の方の利用料はお問合せください。

3 成年後見制度の利用支援・利用推進

成年後見制度の情報提供・申立て手続き等の相談・後見人等の業務に関する日常的な相談を受けています。法人として、成年後見人等を受任し支援します。(ただし、受任には一定の条件があります。)区から委託を受けて市民後見人育成研修を実施しています。

4 福祉サービスの苦情受付

福祉サービスの利用に関する疑問や苦情を受付け、よりよい福祉サービスが受けられるよう支援します。

5 福祉の法律相談

月に1回、福祉サービスの利用に関するトラブルや疑問などについて、弁護士が相談に応じます。予約制です。

電磁調理器の給付

●問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1222

65歳以上で、身体機能の低下や認知症により防災等の配慮が必要なひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方に対して、ガスや火を使用せずに電力で加熱を行う電磁調理器を給付します。

※住民税課税世帯の方は、1割の自己負担があります。

位置確認システム

●問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1225 FAX 03-5246-1179

認知症高齢者の方の居場所が分かるよう、子機(GPS発信機)の貸し出しと位置確認のためのシステム使用料の一部を助成します。大きさ・サービス等のなる2機種がありますので、詳細はお問い合わせ下さい。

▷費用負担 自己負担 1か月700円又は800円
(別途消費税)

家具転倒防止器具の取付

●問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1222

高齢者が暮らしている世帯に対して、家具等に転倒防止器具を3点まで無料で取り付けます。取付は1世帯に1回限りです。

▷対象者 次のいずれかに該当する方

1. 65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上の方のみの世帯
2. 65歳以上の方が在宅で生活し、世帯全員の住民税が非課税である世帯

税の控除(障害者控除対象者認定)

●問合せ 介護保険課 TEL 03-5246-1245 FAX 03-5246-1229

65歳以上で、6か月以上寝たきりまたは認知症により、障害者・特別障害者に準ずる方は、年末調整・確定申告等の手続きにより、障害者控除を受け

ることができます。

控除を受けるにあたっては区が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要となりますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

住宅改修予防給付

●問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1222

在宅の65歳以上の高齢者で介護保険の要介護認定の結果が「非該当」となった方が、転倒予防等のために住宅改修をする場合に、その費用の一部を助成します。助成を受けるには、工事着手前に申請が必要です。事前にご相談ください。

▷対象者

区の調査の結果、住宅の改修が必要と認められる方

▷対象工事

手すりの取付・段差解消・床材変更・扉の取替・洋式便器等への便器の取替

※助成には要件・限度額があります。

住宅設備改修給付

●問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1222

在宅の65歳以上の高齢者で日常生活の動作に困難があり、これを改善するために住宅設備の改修または新たに住宅設備を設ける場合に、その費用の一部を助成します。助成を受けるには、工事着手前に申請が必要です。事前にご相談ください。

▷対象者

取替え工事は区の調査の結果、住宅の改修が必要と認められる方。新設工事は、要介護2以上で一定の要件に該当する方。

▷対象工事

浴槽の取替・新設、流し台・洗面台の取替・新設、便器の洋式化・新設、一階床の新設、階段昇降機の新設

※助成には要件・限度額があります。

紙おむつ等の補助

●問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1222

介護保険で要支援1以上に認定され、常時おむつを使用している方に、紙おむつの配送や区内指定薬局・薬店で利用できる購入補助券の交付をしています。世帯の住民税課税状況に応じ自己負担があります。

また、65歳以上で病院に入院している方には、おむつ代の補助を行っています。

※介護保険の施設入所者等を除く。

※申請月の翌月分から補助対象となります。



高齢者の方に

自立支援用具の給付

●問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1222

65歳以上の方で、在宅で生活し、歩行や排せつ、入浴などの日常生活が困難な方に自立支援用具を給付します。原則として、1割の自己負担があります。

▷給付する用具

シルバーカー・杖・リハビリシューズ・腰掛便座
・入浴補助用具（シャワーベンチ等）・防水シーツ等

テレビ電話等機能付通信ロボット購入費助成

●問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1222

離れて暮らす家族等とのコミュニケーションを支援するため、テレビ電話等機能付通信ロボット（コミュニケーションロボット）1台分の購入価格の2分の1を助成します（上限3万円、1世帯1回限り）。対象機器の要件がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

▷対象者 次のすべてに該当する方

- ①65歳以上のひとり暮らしまたは②65歳以上の方のみの世帯の方（日中または夜間に①または②となる方も含む）
- 対象機器の利用に関する各種設定を行える方
- 対象機器を利用し、コミュニケーションを行う家族がいる方
- 在宅で生活している方

高齢者移送サービス

●問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1222

病院への通院や入退院、施設への入退所の際に、車いすやストレッチャーで乗降できるリフト付福祉タクシーの利用料金の一部を助成します。区に申請後、委託事業者に予約してご利用ください。

▷対象者

65歳以上（要介護認定されている65歳未満の方を含む）で、次のいずれかに該当する方

- 介護保険で要介護3以上の方
- 常時車いすを使用している方
- 寝たきりの状態の方

▷本人負担 乗車区間の運賃等

高齢等のためごみを決められた場所に出すことが困難な場合

便利帳
コード tbc4048

●問合せ 台東清掃事務所清川清掃車庫 TEL 03-3876-5805
(P73参照) FAX 03-5824-2105

高齢者の医療福祉

高齢者の医療

便利帳
コード tbc2017

●問合せ 国民健康保険課
後期高齢者医療係 TEL 03-5246-1254
後期高齢者保険係 TEL 03-5246-1491
(P42参照)

訪問診療を行う「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」のご案内

●問合せ 健康課 在宅療養連携担当 TEL 03-5246-1215
FAX 03-5246-1059
(P55参照)

介護予防事業

介護予防教室

●問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1295
FAX 03-5246-1179

転倒予防体操の教室、健康遊具や筋力トレーニングマシンを用いた教室など、高齢者向けの介護予防教室を行っています。

通いの場活動支援事業

●問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1295
FAX 03-5246-1179

身近な場所で定期的に集まり、介護予防に資する活動を自主的に運営する「通いの場」の立ち上げや活動への支援を行います。

ころばぬ先の健康体操サポーター養成

●問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1295
FAX 03-5246-1179

転倒予防のための「ころばぬ先の健康体操」を教え広めるサポーター（区民ボランティア）を養成しています。

高齢者の施設・住まい

高齢者住宅 (シルバーピア) 便利帳コード tbc5007

●問合せ 住宅課 TEL 03-5246-1213
FAX 03-5246-1359

住宅に困窮している高齢者 (65歳以上) に対し、高齢者の特性に配慮した安全で使いやすい構造と設備 (緊急通報システムなど) を備えた住宅です。

募集期間、申込資格、使用料など詳しくはお問い合わせください。

区立ケアハウス松が谷

●問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1205

60歳以上で、日常生活の維持は可能であるが、高齢等のために独立して生活するには不安がある方を対象とした施設です。

入居一時金のほか、所得に応じて費用の負担があります。

都営住宅 便利帳コード tbc3027

住宅に困っている高齢者向けに都営住宅の入居者募集を行っています。(P64参照)

特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)

●問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1205
FAX 03-5246-1179

介護保険の施設サービスで、常時介護が必要で在宅介護が困難な方のための施設です。

介護保険については、P43をご覧ください。

高齢者在宅サービスセンター (通所介護)

介護保険の在宅サービスで、利用者の通所により入浴や日常動作訓練などのサービスを提供する施設です。介護保険については、P43をご覧ください。

高齢者の相談・介護サービス

高齢者総合相談 便利帳コード tbc5010

●問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1224
FAX 03-5246-1179

高齢者やその家族の方などを対象に、福祉サービスや在宅介護に関する様々な相談を受けつけています。

高齢者虐待に関する相談・支援

高齢者に対する虐待についての相談・通報を受け付け、必要な支援及び防止を行います。

▷在宅における高齢者虐待に関する相談
高齢福祉課

TEL 03-5246-1224
FAX 03-5246-1179

▷施設における高齢者虐待に関する相談
介護保険課

TEL 03-5246-1243
FAX 03-5246-1229

認知症専門相談

●問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1225
FAX 03-5246-1179

もの忘れなど認知症に関することについて、精神科医に相談ができます。

対象：区内在住のおおむね65歳以上の方及びそのご家族・介護者の方

▷相談日 毎月 第2・4金曜日 14時～15時
(予約制・お一人30分程度)

家族のための介護・こころのケア相談

●問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1225
FAX 03-5246-1179

日常生活の悩みや対応について、公認心理師等に相談ができます。

対象：認知症の方を介護しているご家族や介護者の方 (いずれかの方が区内在住)

※相談希望日の1週間前までにご予約ください。

▷相談日 毎月 第1・3水曜日 14時～16時
(予約制・お一人50分程度)

認知症サポーター

●問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1225

認知症サポーターとは、認知症についての正しい知識と理解をもち、認知症の方やそのご家族に対してできる範囲で手助けし、温かく見守る応援者のことです。

※養成講座は、区役所、各地域包括支援センターが実施しています。また、受講希望者が10人以上集まる場であれば、講師が出張し、ご希望の場所で無料の講座を開催することもできます。詳しくはお問い合わせください。



地域包括支援センター 便利帳 コード tbc5011

(P18参照)

地域包括支援センターは、高齢者についての総合的な相談に応じます。また、介護保険サービスを受けるために必要な、要介護認定の申請受付などを行っています。介護保険については、P43をご覧ください。

見守りネットワーク

●問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1221

高齢者が地域の中で安心して暮らし続けられるように、地域全体で支える仕組みが見守りネットワークです。ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等に、地域の皆様や関係協力機関が「声かけ」や「見守り」等の安否確認を行い、緊急時には消防署・警察署に通報します。

友愛訪問員派遣

●問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1221

区内にお住まいで希望するひとり暮らし等の高齢者に対し、友愛訪問員が、訪問や電話をしてお話し相手や安否の確認をします。

救急医療情報キット

●問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1221
FAX 03-5246-1179

救急医療情報キットとは、かかりつけ医療機関や緊急時の連絡先などを記入した情報シートと、健康保険証（写）などを専用の容器に入れ、ご自宅の冷蔵庫に保管しておくものです。

緊急時、救急隊に必要な情報を伝える助けとなります。情報シートや、専用容器一式を区と地域包括支援センターで無料配布しています。

また、外出時に「携帯用」として鞆や財布等に入れて利用する「救急安心カード」もお渡します。

▷対象 次のいずれかに該当する方

- ①65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ②65歳以上の高齢者のみ世帯に属する方
- ③日中又は夜間に、居所において一人になる65歳以上の高齢者
- ④上記①～③に準ずる状況にある方

見守りサポーター

●問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1221
FAX 03-5246-1179

見守りサポーターとは、日常生活の中で高齢者を緩やかに見守り、異変に気付いた際に連絡してくれる人です。

地域の高齢者を見守る見守りサポーターを養成するため、見守りサポーター養成研修を開催しています。

10人以上集まれば出張講座も可能です。

紙おむつの支給 便利帳 コード tbc5029

●問合せ 台東区社会福祉協議会 はつらつサービス TEL 03-5828-7541
FAX 03-3847-0190

介護保険を申請中の在宅生活の方で、区から支給を受けていないが緊急一時的におむつを必要とする方、または、身体障害者手帳3～6級（3歳未満の1・2級）又は愛の手帳3・4度（3歳未満の1・2度）の方に紙おむつを支給します。

なお、いずれも台東区に住所を有する在宅の方が対象で、台東区から紙おむつを支給されていない方に限ります。

寝たきり高齢者介護慰労

●問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1222

寝たきり高齢者を常時在宅で介護している家族等に対して、5,000円相当の食事券またはマッサージ券を給付します（年度に1回限り）。

▷対象者 介護保険で要介護4以上の方を常時在宅で介護している家族・民法上の親族・パートナー・同居している方

※被介護者・介護者ともに区内に住所を有する方

※パートナーの方は東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書の提示が必要

早期発見ステッカー

- 問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1225
FAX 03-5246-1179

警察等に保護された高齢者の方等の身元が早期に確認できるように、反射ステッカーや衣類に貼るシールを無料で配布します。

▷ **配布対象者** 認知症で居場所が分からなくなるおそれのある区内在住の高齢者の方等

▷ **申請者** 配布対象者のご家族又は本人の状況がよく分かる方

※ご本人の写真をお持ちください。(写真の返却は行いません)

高齢者運転免許自主返納の支援

詳しくはP68をご覧ください。

